

# 宇部市地域包括支援センターの運営方針

## 1 方針策定の趣旨

この方針は、宇部市高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）（以下「支援センター」という。）の運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の指針等を明確にし、支援センター業務の円滑かつ効率的な実施に資することを目的に策定します。

## 2 支援センターの意義・目的

支援センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置しています。（介護保険法第 115 条の 46）

設置責任主体は宇部市であることから、支援センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営について適切に関与する必要があります。

具体的には、地域の関係機関との連携体制の構築など重点施策について、宇部市と支援センターが共通認識のもと、協働して適正な運営に努める必要があります。

また、支援センターは、地域住民の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することにより、地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、地域包括ケアシステムの実現を目指します。

## 3 運営上の基本的考え方や理念

### (1) 公益性の視点

支援センターは、宇部市地域包括支援センターの運営及び職員に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 43 号）を遵守し、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

また、支援センターの運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・県・市の公費によって賄われていることを十分理解し、不当に特定の事業所等に偏らない事業運営を行います。

### (2) 地域性の視点

支援センターは、地域の介護・福祉サービスの体制を支える中核的な機関であるため、担当地域の特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

運営協議会や地域ネットワーク会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組みます。

### (3) 協働性の視点

支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の体制を構築し、業務全体を「チーム」として支えます。

また、地域の保健・福祉・医療の専門職やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動します。

## 4 業務推進の指針

### (1) 第 1 号介護予防支援事業

要支援者及び事業対象者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス（第

1号訪問事業)、通所型サービス(第1号通所事業)、その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)のほか一般介護予防事業や市町村の独自施策、市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、要支援者等の状況にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業です。そして、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぐ(遅らせる)」「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するものです。

## **(2) 包括的支援事業**

### **① 総合相談支援業務**

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行います。

### **② 権利擁護業務**

地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のため必要な支援を行います。

### **③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務**

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域における連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行います。

## **(3) 多職種協働による地域包括支援ネットワーク構築事業**

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどの様々な社会的資源が有機的に連携することができる環境整備を行う。このため、こうした連携体制を支える共通の基盤として多職種協働による地域包括支援ネットワークを構築します。

## **(4) 運営協議会において実施が必要と判断した事業**

### **① 福祉総合相談対応事業**

改正社会福祉法に基づき、地域共生社会の実現を進めるため、住民の身近な圏域で住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり及び世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的相談支援体制づくりを支援し、地域で支えあう仕組みづくりを進めます。

平成25年4月1日策定

平成27年4月1日改正

平成29年4月1日改正

平成30年4月1日改正